

決算関係書類作成の留意点

多くの組合では、3月末で決算期を迎えます。組合に必要な決算関係書類には、「財産目録」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分案又は損失処理案」があり、中協法施行規則において、それぞれ表示しなければならない項目が具体的に定められています。

そこで、本稿では、作成に係る主な留意点を紹介します。決算関係書類の様式は、本会ホームページに掲載しており、書式のダウンロードも可能ですのでご活用ください。

財産目録（規則第82条）

出資金、資本剰余金、利益剰余金)

次に掲げる区分で表示すること
が義務付けられています。

【資産の部】

【負債の部】

【正味資産の部】

なお、土地等を所有する組合では、組合員の持分を計算する際、時価評価で計算する必要があるため、注釈として、時価評価による金額も付記することが望ましいです。

貸借対照表（規則第83条）

次に掲げる区分で表示すること
が義務付けられています。

【資産の部】

○流動資産
○固定資産（有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他
の資産）

【負債の部】

○繰延資産

【純資産の部】

○組合員資本（出資金、未払込

剰余金処分案又は損失処理案（規則第106条）

出資金、資本剰余金、利益剰余金)

次に掲げる区分で表示すること
が義務付けられています。

【当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金】

【《剰余金処分案》】

○当期純利益金額又は
前期繰越損失金額

○前期繰越剩余金又は
当期純損失金額

【組合積立金取崩額】

【剰余金処分額】

○組合積立金
○利益準備金
○教育情報費用繰越金
○出資配当金
○利用分量配当金

【次期繰越剩余金】

【《損失処理案》】

【当期末処理損失金】

○当期純損失金額又は
前期繰越損失金額

当期純利益金額
前期繰越剩余金

【損失てん補取崩額】

○組合積立金取崩額
○利益準備金取崩額
○資本剰余金取崩額

【《次期繰越損失金》】

それぞれの項目は、さらに細分して表示することが中協法施行規則に定められておりますので、ご確認ください。

また、損益計算書には、「事業総損益金額」、「事業損益金額」、「経常損益金額」、「税引前当期純損益金額」、「当期純損益金額」の表示も義務付けられています。

■ 剰余金処分と損失処理の具体例 ■

方法	剰余金処分			損失処理	
	A	B	C	D	E
I 当期末処分剰余金 当期末処理損失金	180	20	30	—	—
	—	—	—	△20	△30
1 当期純利益金額 当期純損失金額	100	100			100
			△70	△70	
2 前期繰越剰余金 前期繰越損失金	80		100	50	
		△80			△130
II 剰余金処分額 1 利益準備金 2 特別積立金 3 教育情報費用繰越金	25	5			
	10	2			
	10	2			
	5	1			
III 次期繰越剰余金 次期繰越損失金	155	15	30	—	—
	—	—	—	△20	△30

- A : 前期、当期ともに純利益が出ているケース。(当期純利益金額100をもとに積立てを行う)
 B : 当期末処分剰余金20をもとに積立てを行うケース。
 C・D : 当期が純損失であるため積立てが不要であるケース。
 E : 当期純利益金額は100であるが前期繰越損失金が130計上されているため、当期末処理損失金30を処理するため、損失処理案を作成するケース。

■ 決算整理項目 ■

★必要決算整理項目

- ①賦課金などの未収金の計上
- ②金融事業貸付利息などのように、重要性のある未収収益の計上
- ③期末棚卸商品の計上
- ④重要性のある貯蔵品の計上
- ⑤金融事業支払利息などのように、重要性のある前払費用の計上
- ⑥商品売買を現金主義で処理しているときの売掛金、買掛金の計上
- ⑦当期の費用として処理しなければならない未払金の計上
- ⑧金融事業支払利息などのように、重要性のある未払費用の計上
- ⑨翌期の賦課金が収益計上してあつた場合の前受金への振替え
- ⑩金融事業貸付利息などのように、重要性のある前受収益の計上
- ⑪1年を超える前払費用、前受収益の計上
- ⑫売掛金、貸付金などの債権のうち、貸倒れになっているものの貸倒償却
- ⑬期末債権に対する税法に定める額の貸倒引当金の繰入れ
- ⑭有形固定資産のうち、使用不能のものの除去処理
- ⑮有形、無形の減価償却資産の税法に定める額の減価償却
- ⑯繰越資産の税法に定める額の償却
- ⑰退職給与規程に基づいて、退職給与引当金の繰入れ
- ⑱前期仮受賦課金の全額戻入れ
- ⑲前期貸倒引当金、賞与引当金の全額戻入れ
- ⑳前期以前の退職給与引当金について、退職者が出了たときの戻入れ
- ㉑国庫補助金などがあつた場合の取得資産に対する税法に定める額の圧縮記帳
- ㉒税抜経理のときの仮受消費税、仮払消費税の精算

★任意決算整理項目

- ①教育情報事業賦課金収入のうち、税法に定める額の仮受賦課金の繰入れ
- ②預金利息などのうち、重要性に乏しい未収収益の未計上
- ③消耗品費のうち、重要性に乏しい貯蔵品の未計上
- ④事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい前払費用の未計上
- ⑤事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい未払費用の未計上
- ⑥職員への福利貸付金の利息などのうち、重要性に乏しい前受収益の未計上
- ⑦教育情報費用繰越金の戻入れ
- ⑧特定の資産に対する、税法に定める額の特別償却
- ⑨税込経理のときの未払消費税、未収消費税の計上
- ⑩繰延税金資産及び繰延税金負債の計上

※「解説 中小企業等協同組合会計基準」(全国中小企業団体中央会編) より抜粋